

新見市公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民又は本市への来訪者による、情報の取得及び発信の利便性の向上を図るために、本市が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「公衆無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 公衆無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する場所において公衆無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 公衆無線LANを利用できる場所は新見市役所本庁舎及び南庁舎、各支局とし、利用時間は各施設の開庁時間とする。ただし、本市が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

(利用者の要件)

第4条 利用者は個人に限るものとし、法人その他団体による組織的な利用は認めない。ただし、本市が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第5条 公衆無線LANに接続する通信機器（パソコン等、Wi-Fi 対応機器を含む。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用者が利用する通信機器及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者は、公衆無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、本規約に同意の上、公衆無線LANに接続したときに表示されるWebブラウザに必要事項を入力し、利用者認証を行うものとする。
- 5 公衆無線LANの利用料金は、無料とする。

(利用の停止)

第6条 本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 次条第1項各号に掲げる事項に該当する行為を行ったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この規約の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると本市が判断したとき。

(禁止事項)

第7条 利用者は、公衆無線LANを利用して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者又は本市の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者、第三者又は本市に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (3) 本市又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 選挙運動その他これに類する行為
 - (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
 - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、公衆無線LANを通じて、又は公衆無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
 - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
 - (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信をする行為
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切と判断する行為
- 2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が本市、利用者本人及び第三者に損害を生じさせたときは、当該利用者は、公衆無線LANの利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第8条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、公衆無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 公衆無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行うとき。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、公衆無線LANの運用が通常どおりできなくなったとき。
 - (3) 公衆無線LANのシステムに係る設備又はネットワークの障害その他やむを得ない事由があるとき。
 - (4) その他、本市が公衆無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断したとき。
- 2 公衆無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、本市は一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

第9条 本市は、公衆無線LANのサービスの内容及び利用者が公衆無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 公衆無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害、公衆無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他公衆無線LANに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 公衆無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。公衆無線LANに接続する機器の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、公衆無線LANが利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が公衆無線LANを利用したことにより、他の利用者及び第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切責任を負わないものとする。
- 6 本市は、公衆無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成30年9月1日から施行する。